

# 住居確保給付金のしおり

離職等によって住居を喪失  
またはそのおそれのある方へ



木更津市役所 福祉部 福祉相談課  
〒 292-8501 木更津市朝日 3 - 1 0 - 1 9  
TEL : 0 4 3 8 - 2 3 - 6 7 1 6  
FAX : 0 4 3 8 - 2 5 - 1 2 1 3  
Email : [jiritu@city.kisarazu.lg.jp](mailto:jiritu@city.kisarazu.lg.jp)  
受付時間 : 8 : 3 0 ~ 1 7 : 1 5  
休み : 土・日・祝 (年末年始)

# 住居確保給付金とは

離職・廃業又はやむを得ない休業等により経済的に困窮し住宅を喪失又は喪失するおそれのある方のうち、再就職等に向けて取り組むことのできる方を対象として住宅費を支給するとともに、福祉相談課による就労支援等を実施し、住宅及び就労機会の確保に向けた支援を行います。

## 住居確保給付金の支給要件

申請時に以下の①～⑧のいずれにも該当する方が対象となります。

- ① 離職等又はやむを得ない休業等により経済的に困窮し、住居喪失又は喪失のおそれがある。
- ② 申請日において、離職・廃業をした日から2年以内である  
または給与及び収入を得る機会が個人の都合によらず減少した。  
※ただし疾病、負傷、育児の事情により、連続して30日以上求職活動が出来なかった方については日数を考慮しています。（最大4年間）
- ③ 離職前に、主たる生計維持者であった（離職前には主たる生計維持者ではなかったが、その後離婚等により、申請時には主たる生計維持者となっている場合も含む。）
- ④ 申請日の属する月の、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の収入の合計額が下記の表の収入基準額以下である。  
（収入には、公的給付（年金や各種手当など）を含みます）

世帯人数	基準額	家賃額 (支給上限額)	収入基準額(円)
1人	7.8万円	37,200円	115,200円
2人	11.5万円	45,000円	160,000円
3人	14万円	48,400円	188,400円
4人	17.5万円		223,400円
5人	20.9万円		257,400円

- ⑤ 申請日において、申請者及び申請者と生活を一つにしている方の預貯金の合計額が次の表の金額以下である。

世帯人数	金融資産
1人	46.8万円
2人	69万円
3人	84万円
4人	100万円
5人	

- ⑥ 受給期間中は常用就職を目指した求職活動を行うこと。  
または、給与や収入を得る機会を増大させるための活動を行うこと。
- ⑦ 地方自治体等が実施する類似の給付等を、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者が受けていないこと。
- ⑧ 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のいずれもが暴力団員でないこと。

# 住居確保給付金の申請をするために必要なもの

## ① 住居確保給付金支給申請書

## ② 本人確認書類

例) 運転免許証、住民基本台帳カード、個人番号（マイナンバー）カード、旅券、各種福祉手帳、健康保険証等

## ③ 離職・廃業の日から2年以内であることが確認できる書類の写し

例) 離職票、雇用保険受給資格者証、給与振込があった通帳の写しなど

※ 給与・収入を得る機会が休業等で個人の都合によらず減少した場合は、離職や廃業と同程度の状況であることが確認できる書類の写し（シフト表や休業の旨の連絡など）

## ④ 世帯全体の収入が確認できる書類の写し

例) 給与明細書、預貯金通帳の収入の振込の記帳ページ、雇用保険受給資格証明書、年金額のお知らせなど

## ⑤ 世帯全員の金融資産が確認できる金融機関の通帳（直近までの記帳をお願いします。）

## ⑥ ハローワークで求職申込みに行き「求職番号」を取得し申請書に記載する必要があります。または、インターネット等でハローワークの仮登録を行ってください。

## ⑦ 賃貸物件契約関係書類 賃貸物件の契約書の写し

## ⑧ 住居状況通知書（不動産屋さんや大家さんに記入してもらう書類です。）

## ⑨ 求職申込・雇用施策利用状況確認票（ハローワークに記入してもらう書類です。）

# 住居確保給付金の支給

## 支給金額

支給要件④が基準額以下の場合：支給上限額もしくは実際の家賃額のいずれか安い金額

支給要件④が基準額を超え、収入基準額未満の場合：以下の数式により算定された金額

基準額 + 実際の家賃額 - 申請月の世帯の収入合計額 = 支給金額※

世帯人数	基準額	家賃相当額 (支給上限額)
1人	7.8万円	37,200円
2人	11.5万円	45,000円
3人	14万円	48,400円
4人	17.5万円	
5人	20.9万円	

※ 支給金額が支給上限を上回る場合は、支給上限額を支給します。

## 支給期間

原則3か月（一定の条件により延長、再延長が可能です）

## 支給方法

大家さん、不動産屋さん等へ代理納付します。

## 実際の家賃額が住居確保給付金支給額を上回る場合

家賃の差額分については自己負担となります。

大家さんや不動産屋さん等へ直接お支払いください。

# 住居確保給付金受給中の義務

支給期間中は、公共職業安定所の利用、福祉相談課の相談員の助言、その他様々な方法により、常用就職に向けた就職活動を行ってください。就職活動を怠る方については、支給を中止します。

離職・廃業・休業等（就労を目指す方）

## ① 公共職業安定所の職業相談（毎月2回以上）

「職業相談確認票」を持参の上、公共職業安定所の職業相談を受け、担当者から相談日、担当者名、支援内容について記入をしてもらい、安定所確認印を受けてください。

## ② 求人先への応募など（原則週1回以上）

原則週1回以上、求人先への応募もしくは面接を受ける必要があります。ハローワークだけでなく、求人情報誌や新聞折り込み広告なども活用して下さい。「住居確保給付金常用就職活動状況報告書」に活動内容を記載してください。

## ③福祉相談課での面接（月4回以上）

「職業相談確認票」や「住居確保給付金常用就職活動状況報告書」を持参していただき、福祉相談課で求職活動の進捗状況の報告をしてください。その他生活上の困りごとがあった場合もご相談ください。

休業等（事業再生等を目指す方）

## ① 経営相談先での経営相談（原則月1回）

「自立に向けた活動状況報告書」に、経営相談先での相談記録を記載してください。

## ② 経営相談の指導助言等のもと、自立に向けた活動計画を報告（月1回以上）

「自立に向けた活動計画」の計画に基づく活動を行う必要があります。

## ③福祉相談課での面接（月4回以上）

福祉相談課で「自立に向けた活動状況報告書」、「自立に向けた活動計画」等を報告してください。その他生活上の困りごとがあった場合もご相談ください。

※自立に向けた活動とは、経営相談及び経営相談先の助言等の下行う自立に資する活動のこと。

※経営相談先から就労を促された場合は、速やかに自立相談支援機関委報告した上、原則、「離職、廃業、休業等」と同じ求職活動を行っていただきます。

※再延長期間については、「離職、廃業、休業等」と同じ求職活動を行っていただきます。

## 受給中に常用就職した場合は届出が必要です

◆ 支給決定後、常用就職（雇用契約において、期間の定めがない又は6ヶ月以上の雇用期間が定められているもの）した場合は、「常用就職届」を福祉相談課へ提出してください。

◆ 提出した月の翌月以降、収入額を確認することができる書類を、福祉相談課に毎月提出してください。

## 一定の要件を満たせば延長が可能です

- ◆ 住居確保給付金の受給期間が終了する際に、一定の要件を満たしていれば、3か月間を、2回まで、延長することが可能です。(最大9か月)

※事業再生等を目指す方は最大6か月間に限り延長可能ですが、6か月以降もなお事業再生できず再延長になった場合は、就労を目指す方の求職活動に切替えて、申請する事もできます。

(要件)

- ・ 受給中に誠実かつ熱心に就職活動（参照：受給期間中の義務）を行っていたこと
- ・ 住居確保給付金の支給期間中の義務をすべて満たしていること
- ・ 世帯の収入と預貯金が一定額以下であること

## 支給額を変更できる場合があります

- ◆ 以下の場合に限り、支給額の変更が可能です。
  - ・ 住居確保給付金支給対象住宅の家賃が変更された場合
  - ・ 収入があることから一部支給を受けていた方であって、受給中に収入が減少し基準額以下に至った場合
- ◆ 福祉相談課に申請書を提出する必要がありますので、家賃が変わった又は収入が下がったことが証明出来る書類をお持ちのうえ、福祉相談課へお越しく下さい。

## 住居確保給付金の再支給について

- ◆ 住居確保給付金は、原則1人1回の支給です。
- ◆ 受給者が住居確保給付金の支給終了後に、新たに解雇（受給者の責に帰すべ重大な理由による解雇を除く。）その他事業主の都合による離職、廃業（本人の責に帰すべき理由または当該個人の責めに帰すべき理由、都合にならないで減少しかつ、いずれも従前の支給が終了した月の翌月から起算して1年を経過している場合には、支給要件に該当する者については、再支給することが出来ます。  
なお、再支給に当たっては、常用就職または、給料その他の業務上の収入を得る機会が増加したあとに上記に該当した者に限ります。

## 住居確保給付金を中止する場合があります

- ◆ 毎月2回以上の公共職業安定所での就職相談、毎月4回以上の福祉相談課での面接、原則週1回以上の求人先への応募・面接を行う等、就職活動を怠る方については、支給を中止します。
- ◆ 福祉相談課が策定したプランに従わない場合は、支給を中止します。
- ◆ 受給中に常用就職し、就労により得られた収入が一定額を超えた場合は、その収入が得られた月から支給を中止します。
- ◆ 住宅を退去した者（大家からの要請の場合、福祉相談課の指示による場合を除く。）については、退去した日の属する月の翌月の家賃相当分から支給を中止します。
- ◆ 支給決定後、虚偽の申請等不適正な受給に該当することが明らかになった場合は、直ちに支給を中止します。
- ◆ 受給者及び受給者と同一の世帯に属する者が暴力団と判明した場合、禁錮刑以上の刑に処された場合、生活保護費を受給した場合は支給を中止します。

このような場合はご連絡ください。

- ◆ 申請者本人が疾病、負傷、育児により求職活動を行うことが困難となった場合。

## 住居確保給付金を徴収する場合があります

- ◆ 住居確保給付金の支給中に虚偽の申請等不適正受給に該当することが判明した場合には、既に支給した給付について返還をしてもらうとともに、以降の住居確保給付金の支給も中止することとなります。

## 住宅の初期費用及び生活費が必要な方は

賃貸住宅への入居には敷金・礼金等のいわゆる「初期費用」が必要となります。「初期費用」への対応が困難な方や、住居確保給付金受給中の生活費が必要な方は、社会福祉協議会の「生活福祉資金（総合支援資金）」制度があります。

### ※生活福祉資金（総合支援資金）

継続的な生活相談・支援（就労支援等）と併せて、生活費及び一時的な資金を貸し付け、生活の立て直しを支援するための貸付けです。

- 1) 住宅入居費：40万円以内
- 2) 生活支援費：2人以上世帯/月20万円以内（単身/15万円以内）  
貸付期間 原則3か月 最長1年間
- 3) 一時生活再建費：60万円以内  
原則3か月

※連帯保証人が原則必要

※貸付利子：無利子

連帯保証人が立てられない場合は年1.5%

## 緊急かつ一時的に生計が困難になった場合は

緊急かつ一時的に生計が困難になった場合には、少額の費用の貸付を行います。

### ※緊急小口資金

低所得世帯を対象に貸し付けを行っています。

- ・費用の貸付 10万円以内
- ・貸付利子：無利子、連帯保証人不要

これらは貸付の制度となります。利用することができるかは木更津市社会福祉協議会へお問い合わせください。

上記の貸付に関する相談窓口

社会福祉法人 木更津市社会福祉協議会

〒292-8501 木更津市潮見2-9

TEL：0438-25-2089

FAX：0438-23-2615